

## 住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込みに対する当組合の方針

当組合では、組合員から住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込みがあった場合は、次に掲げる方針に基づいて、迅速かつ誠実な対応を行います。

### 1 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して、住宅資金の貸付に係る債務を有する組合員が、県財政の事情による給与・ボーナス等の減収及び教育資金など、勤務先や家庭の事情により返済が困難になった場合には、貸付課において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

### 2 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための体制整備について

- (1) 当組合は、組合員からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、組合員の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、貸付・渉外部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容の記録、保存等を行います。
- (2) 貸付・渉外部において、組合員からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対する対応状況の把握・管理を行います。
- (3) 上記(1)・(2)の体制整備の進捗状況・問題点について、組合員の利害が著しく阻害される恐れがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めます。

### 3 他金融機関との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っている組合員から、貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、組合員のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関又は住宅支援機構等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めます。

### 4 組合員への説明体制の充実について

当組合は、組合員からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めます。(その一貫として、貸付係直通電話 078-367-5290 を設置しました。)

その対応に際しては、組合員とのこれまでの取引関係や組合員の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めます。

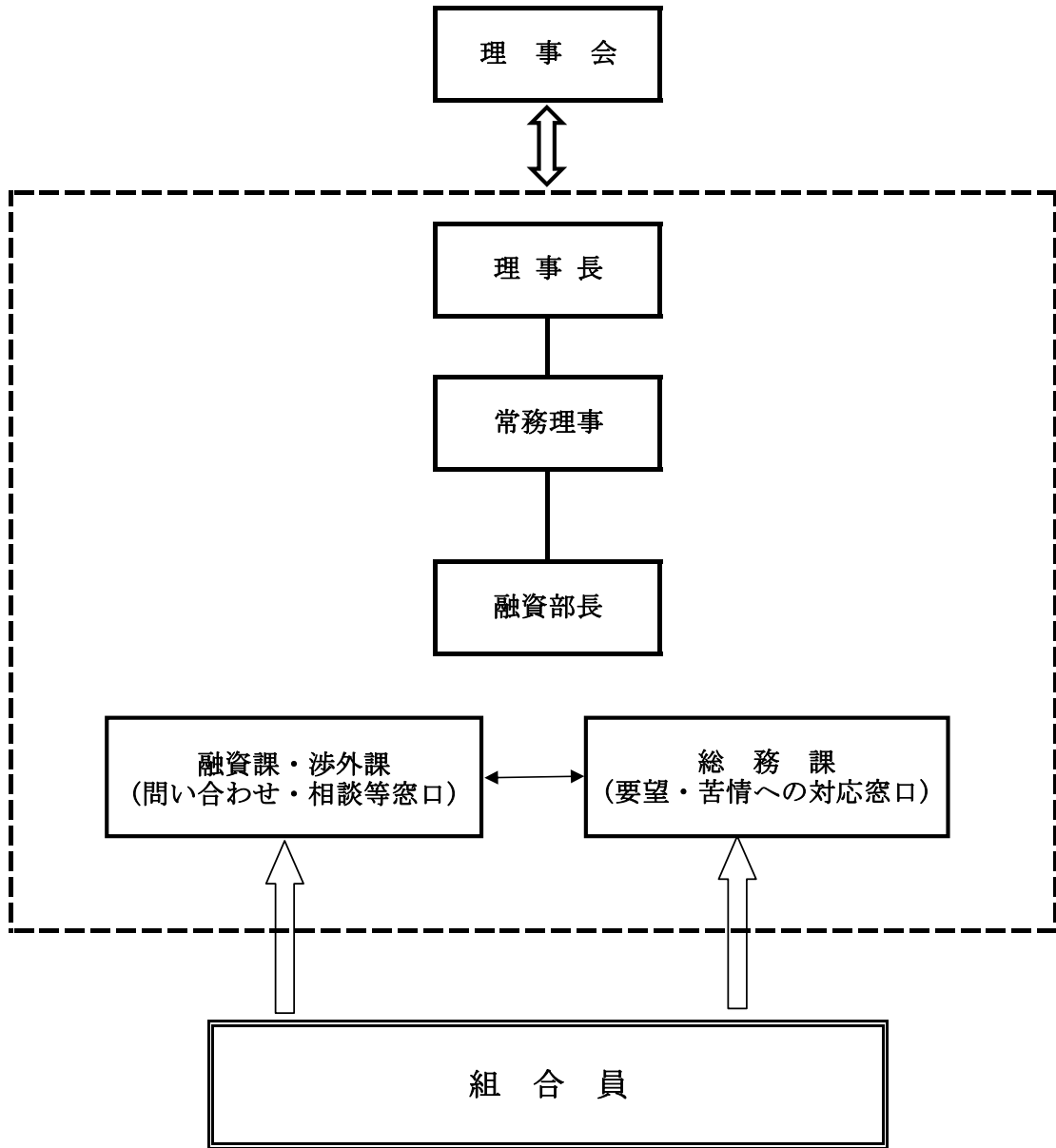
また、組合員のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めます。

### 5 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況(累積件数・累積金額)を半期(9月末・3月末)ごとに、それぞれの期末より45日以内に開示します。

兵庫県警察信用組合

金融円滑化管理態勢に係る組織態勢図



**兵庫県警察信用組合  
金融円滑化管理態勢に係る組織態勢図**

